

中小企業事業資金融資あっせん一覧

令和6年6月1日現在

資金の種類	あっせん限度額	利率（年率）	貸 付 期 間	条 件	※特記事項※		
運 転 資 金	1, 0 0 0万円	1. 60% 立川市負担率 0. 90% 利用者負担率 0. 70%	7年以内 (据置 6 ヶ月を含む)	基本要件を満たしていること。 ※個人事業者で、市内に引き続き 1 年以上住所があり近隣市で同一事業を引き続き 1 年以上営んでいる場合は運転資金のみ申請できます。	◆資金の使途が設備資金の場合 対象物件の納入場所・工事場所が立川市内のものに限ります。		
設 備 資 金	1, 5 0 0万円			商工業団体で団体成立後 1 年以上経過し、市民税を滞納していないこと。			
商 工 業 団 体 事 業 資 金	2, 5 0 0万円						
短 期 特 別 資 金	5 0 0万円	1 0 ヶ月以内 (据置 2 ヶ月を含む)	基本要件を満たし、次の①②③全てに該当すること。 ① この制度による貸付（短期特別資金は除く）の残高があること。 ② そのうちいずれかの資金について、1 年以上の返済が継続して行われていること。 ③ 申請時から遡って 6 カ月以上短期特別資金の借入残高がないこと。		◆車両購入のあっせん要件 原則として、事業用車両に限ります。 (事業者が業務に不可欠の設備として車両購入する場合など)		
小 規 模 事 業 者 支 援 資 金	2, 0 0 0万円	1. 50% 立川市負担率 1. 00% 利用者負担率 0. 50%	7年以内 (据置 6 ヶ月を含む)	【全国統一の小口零細企業保証制度】 基本要件を満たし、次の①②に該当すること。ただし、特定非営利活動法人(N P O 法人)は対象外。 ① 常用従業員数が一定数以下(卸売業・小売業・サービス業は 5 人以下。それ以外は 20 人以下)であること。 ② この融資の保証を含め、保証協会の保証合計残高が 2, 0 0 0 万円以下であること。	◆連帯保証人について 東京信用保証協会の信用保証を受ける際、連帯保証人の追加を求められることがあります。		
借 換 資 金	借換元となる 融資の合計額 +500 万円	2. 20% 立川市負担率 0. 70% 利用者負担率 1. 50%	1 0 年以内 (据置 1 年を含む)	基本要件を満たし、次の①②③すべてに該当すること。 ① 借換資金(旧名：事業再生一本化借換/借換・一本化資金)と短期特別資金を除く立川市制度融資の資金を複数利用している事業者で、この制度による複数の融資を一本化して借り換えること。 ② そのうちいずれか一つ以上の資金について約定による元金返済を 1 年以上継続していること。 ③ 借換えは、1 回限りとし、再借換えはおこなわないこと。 ※なお、限度額を 5 0 0 万円までとし、追加融資を含めることができます。	◆担保について 原則として無担保。 金融機関、または東京信用保証協会が必要とする場合は、提供していただくことがあります。		
経 営 革 新 創 造 資 金	1, 0 0 0万円	1. 60% 立川市負担率 1. 10% 利用者負担率 0. 50%		基本要件を満たし、次の①②③④のいずれかを行うこと。(申請時に簡単なヒアリングを行います。) ① 新製品・新技術の開発や事業化 ② 新たな販売方法、サービス方法の開発 ③ ISO 及びプライバシーマークの取得 ④ 事業転換・多角化	◆追加申請について 各種の資金は、それぞれのあっせん限度額の範囲内で、追加申請できます。 (短期特別資金を除く)		
商店会加入者 特 別 資 金				基本要件を満たし、商店会に加入していること、またはその予定であること。		◆重複申請について 二種以上の資金の利用が並行してできます。	
商 業 環 境 整 備 資 金	基本要件を満たし、次の①②③のいずれかに該当すること。 ① 中小企業者であり、大規模小売店舗立地法の規定による届出から営業開始以後 5 年に至るまでの期間で、大規模小売店舗から半径 5 0 0 メートル以内に所在して当該大規模小売店舗と同一の事業を営業している店舗の新築・改修に要すること。 ② 中小企業者であり、土地区画整理事業または市街地再開発事業の施行から完了以後 5 年以内であって、当該施行区域の外側に当該事業区域に面して所在している事業所の新築・改修に要すること ③ 商工業団体の共同設備(アーケード、カラー舗装、駐車・駐輪施設等)に要すること			◆返済方法について いずれの資金も毎月元金均等分割返済です。 固定金利を採用しているため、あっせん時の利率が完済まで適用されます。			
創 業 資 金 A	次の①②③全てに該当すること。ただし、特定非営利活動法人(N P O 法人)は対象外。 ① 申請時に事業主として事業を営んでいないこと、または創業後 1 年未満であること。 ② 事業所が市内に所在しているか、またはその予定であること。 ※法人の場合は本店が市内に所在しているか、その予定があること。 ③ 市民税、固定資産税等、全ての市税を滞納していないこと。						◆信用保証料の補助について ・融資を受ける際に支払った信用保証料の 2 分の 1 に相当する額を補助します。ただし、借換資金をご利用の場合、補助はありません。 ・東京都制度融資と連携する資金をご利用の場合、信用保証料は都から補助されます。その際の補助率は、小規模事業者支援資金の場合 2 分の 1、創業資金の場合 3 分の 2 となります。 ・市から信用保証料補助を受けた後、繰上償還により信用保証料の返還を受けた場合は、市に返戻保証料額の 2 分の 1 を返還していただきます。
創 業 資 金 B	【創業資金 A】の条件に全て該当する方のうち、女性、または申請時に満 20 歳から 35 歳未満の男性、または 55 歳以上の男性であること(法人の場合は代表者)。						
創 業 資 金 S	【創業資金 A】の条件に全て該当する方のうち、立川市創業支援事業計画に基づいた特定創業支援事業を受けたことによる証明を受けた〈認定創業者〉であること。						
事 業 承 継 支 援 資 金	市税要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する中小企業者であり、事業計画書を提出し、市が適当であると認めたもの。 ア 事業承継を 5 年以内に行う事業計画を策定し、計画の実行に取り組むもの。 イ 事業承継をした日から 5 年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むもの。 ウ 経営承継関連保証に係る東京都知事の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成 20 年法律第 33 号)第 12 条第 1 項に係る認定)を受けたもの。						